

令和3年広審第38号

裁 決

ヨットA漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官石山克己出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年9月20日10時20分少し過ぎ

島根県地蔵埼北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 ヨットA 漁船B

総トン数	7.9トン	4.9トン
登録長	9.24メートル	12.70メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	50キロワット	77キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成15年5月に進水し、最大搭載人員が12人のバウスタスタを備えたFRP製プレジャーヨットで、ジブ、メイン、ミズンの各セイル及び2本のマストを装備し、操舵及び機関操縦の各装置、GPSプロッター等を備えた船室を船体中央部に、舵輪、機関遠隔操縦装置等を備えたコックピットを同室後部に設け、a受審人が1人で乗り組み、遊走の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年9月20日06時00分島根県隠岐諸島島前西ノ島の別府港を発し、境港に向かった。

a受審人は、西ノ島東岸に沿って機走し、06時55分頃島前中ノ島南端の木路ヶ埼南方沖合に至ったところで、各セイルを右舷開きとし、西南西風を受けて帆走を始め、地蔵埼東方沖合に向けて隠岐海峡を南下した。

a受審人は、コックピット右舷側に腰を掛け、左手で舵輪を、右手で手すりを持ち、10時00分七類港九島灯台（以下「九島灯台」という。）から359.5度（真方位、以下同じ。）11.34海里の地点で、針路を156度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、10時17分九島灯台から003.5度9.78海里の地点に達したとき、左舷船首24度880メートルのところに西方に向首するBを初めて視認し、その後、同船が鼓形形象物1個を表示していることからトロールにより漁ろうに従事中であることが分かり、

Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、一見して航行中の船舶に見えたことから、航行中のBが帆走中の自船を避けるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、同船が漁ろうに従事中であることも、この状況にも気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bの進路を避けることなく続航し、10時20分僅か過ぎセイル下方から左舷方を視認して至近に迫った同船を認め、急ぎ右舵をとったものの、効なく、10時20分少し過ぎ九島灯台から004.5度9.53海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その左舷中央部がBの船首部に前方から59度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の西南西風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、平成29年10月に進水し、揚網機を船尾甲板に設けた、小型機船底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央部に操舵室を配し、同室前部に操舵及び機関の各操縦装置、レーダー、GPSプロッター、自動操舵装置、魚群探知機等を装備し、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.4メートル船尾1.8メートルの喫水をもって、令和2年9月20日08時30分境港を発し、地藏崎北方約10海里沖合の漁場に向かった。

ところで、Bのえびけた網漁は、直径9ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ約400メートルの鋼索、直径24ミリ長さ約100メートルの合成繊維索、錨鎖の順に連結した引き綱2本にFRP製張竿を介して袖網、袋網の順に取り付けた漁具を船尾から投入し、船尾端から袋網後端までの長さが約530メートルとなるまで繰り出して約5時間曳網するものであった。

b受審人は、09時50分頃漁場に到着してトロールにより漁ろうに従事していることを示す鼓形形象物1個を表示し、10時08分少

し過ぎ九島灯台から009.5度9.52海里の地点で、針路を277度に定め、4.2ノットの速力で、自動操舵により曳網しながら進出した。

針路を定めたとき、b受審人は、右舷船首方1.8海里のところに南方に向けて帆走するAを初めて視認し、一見して同船が自船の船首方を航過すると見込んで続航した。

b受審人は、操舵室から船尾甲板に移動して後方を向き、引き綱を目視しながら曳網を続け、10時17分九島灯台から005.5度9.50海里の地点に達したとき、Aが右舷船首35度880メートルとなり、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、引き綱の状態に気が向き、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して警告信号を行うことも、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく引き綱を目視しながら曳網を続け、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、左舷側中央部外板に破口、メインマストに折損等を生じ、Bは、船首外板に亀裂、球状船首に擦過傷を生じたが、のち修理された。

#### (航法の適用)

本件は、地蔵埼北方沖合において、互いに視野の内にあるAとBとが衝突したものであるが、衝突地点付近の水域には港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用され、Aが帆走中であり、一方Bがトロールにより漁ろうに従事していることを示す鼓形形象物を表示して漁ろうに従事中であったことから、同法第18

条の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、地蔵埼北方沖合において、帆走中のAが、動静監視不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、地蔵埼北方沖合を帆走中、左舷船首方にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中のBが帆走中の自船を避けるものと思い、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が漁ろうに従事中であることも、Bと衝突のおそれがある態勢で接近する状況にも気付かず、同船の進路を避けないまま進行して衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、地蔵埼北方沖合において、漁ろうに従事中、右舷船首方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、引き綱の状態に気が向き、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Aに対して警告信号を行うことも、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく曳綱を続けて衝突する事態を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月24日

広島地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文